（認定）

第十八条　非入所者は、非入所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び非入所者給与金の額について、認定を受けなければならない。

一～八　（略）

２～４　（略）

（届出）

第二十二条　（略）

２　（略）

３　認定非入所者は、次に掲げる事項を記載した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

４～６　（略）

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第百十六条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定） **第十八条**　非入所者は、非入所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び非入所者給与金の額について、認定を受けなければならない。 一～八　（略） ２～４　（略） （届出） **第二十二条**　（略） ２　（略） ３　認定非入所者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） ４～６　（略）	（認定） **第十八条**　非入所者は、非入所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び非入所者給与金の額について、認定を受けなければならない。 一～八　（略） ２～４　（略） （届出） **第二十二条**　（略） ２　（略） ３　認定非入所者は、次に掲げる事項を記載した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） ４～６　（略）
（提出書類の記載事項） **第二十八条**　第二十五条第一項及び第三項、第二十六条第一項並びに前条第一項及び第二項の請求書には、提出の年月日を記載しなければならない。	（提出書類の記載事項） **第二十八条**　第二十五条第一項及び第二項、第二十六条第一項並びに前条第一項及び第二項の請求書には、提出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。